

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程（昭和50年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる部相当の室の項を次のように改める。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 第3条に掲げる課を置かない部及び室	庶務を担当する担当課長（担当課長を置かない場合にあっては、部（室）長）
--	-------------------------------------

別表前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所の項中「教育長が別に定める」の次に「職」を加える。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

制 定 理 由

課を置かない部及び室における出勤記録管理者を庶務を担当する担当課長とするため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程 新旧対照表

改正後	改正前																																																
<p>(総括出勤記録管理者及び出勤記録管理者等)</p> <p>第2条 教育委員会事務局に総括出勤記録管理者を置き、総務部庶務課長を充てる。</p> <p>2 出勤記録管理者は、別表左欄に掲げる箇所に設置し、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>3 総括出勤記録管理者は、総括出勤記録管理代理者を、出勤記録管理者は、出勤記録管理代行者を置くことができる。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">出勤記録管理者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">設置箇所</th> <th style="text-align: center;">出勤記録管理者となる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課を置かない部及び室</td> <td>庶務を担当する担当課長(担当課長を置かない場合にあつては、部(室)長)</td> </tr> <tr> <td>総合教育センター</td> <td>室長</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>麻生図書館柿生分館</td> <td>分館長</td> </tr> <tr> <td>日本民家園</td> <td>園長</td> </tr> <tr> <td>青少年科学館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>市立学校</td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td>前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所</td> <td>教育長が別に定める職</td> </tr> </tbody> </table>	出勤記録管理者		設置箇所	出勤記録管理者となる職	川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課	課長	川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課を置かない部及び室	庶務を担当する担当課長(担当課長を置かない場合にあつては、部(室)長)	総合教育センター	室長	学校給食センター	所長	図書館	館長	麻生図書館柿生分館	分館長	日本民家園	園長	青少年科学館	館長	市立学校	校長	前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所	教育長が別に定める職	<p>(総括出勤記録管理者及び出勤記録管理者等)</p> <p>第2条 教育委員会事務局に総括出勤記録管理者を置き、総務部庶務課長を充てる。</p> <p>2 出勤記録管理者は、別表左欄に掲げる箇所に設置し、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>3 総括出勤記録管理者は、総括出勤記録管理代理者を、出勤記録管理者は、出勤記録管理代行者を置くことができる。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">出勤記録管理者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">設置箇所</th> <th style="text-align: center;">出勤記録管理者となる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる部相当の室</td> <td>室長</td> </tr> <tr> <td>総合教育センター</td> <td>室長</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>麻生図書館柿生分館</td> <td>分館長</td> </tr> <tr> <td>日本民家園</td> <td>園長</td> </tr> <tr> <td>青少年科学館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>市立学校</td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td>前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所</td> <td>教育長が別に定める</td> </tr> </tbody> </table>	出勤記録管理者		設置箇所	出勤記録管理者となる職	川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課	課長	川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる部相当の室	室長	総合教育センター	室長	学校給食センター	所長	図書館	館長	麻生図書館柿生分館	分館長	日本民家園	園長	青少年科学館	館長	市立学校	校長	前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所	教育長が別に定める
出勤記録管理者																																																	
設置箇所	出勤記録管理者となる職																																																
川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課	課長																																																
川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課を置かない部及び室	庶務を担当する担当課長(担当課長を置かない場合にあつては、部(室)長)																																																
総合教育センター	室長																																																
学校給食センター	所長																																																
図書館	館長																																																
麻生図書館柿生分館	分館長																																																
日本民家園	園長																																																
青少年科学館	館長																																																
市立学校	校長																																																
前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所	教育長が別に定める職																																																
出勤記録管理者																																																	
設置箇所	出勤記録管理者となる職																																																
川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課	課長																																																
川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる部相当の室	室長																																																
総合教育センター	室長																																																
学校給食センター	所長																																																
図書館	館長																																																
麻生図書館柿生分館	分館長																																																
日本民家園	園長																																																
青少年科学館	館長																																																
市立学校	校長																																																
前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所	教育長が別に定める																																																